スポーツにおける暴力行為等相談窓口(JDVA)

日本デフバレーボール協会では
本協会の業務、運営、またはスポーツ活動に関わる以下に掲げる行為。
(1) 法令、定款、および本協会の諸規程に違反する行為、またはその恐れのある行為
(2) スポーツ界における暴力、暴言、ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント等)
(3) 聴覚障がい特性に関連する合理的配慮の不提供、およびそれに基づく不当な差別的取扱いや排除行為
(4) 競技大会等における不正行為(インテグリティ違反、試合操作、ドーピング違反等)、または指導者・公認資格付与等に係る不正
(5) その他、本協会の運営の透明性・倫理性、健全性を著しく損なう一切の行為
等について、相談窓口を設置しています。

****

日本デフバレーボール協会では相談用のアドレスを設置しています。

soudan-jdva@jdva.org

****

JPSA 公益財団法人 日本パラスポーツ協会
JAPANESE PARA SPORTS ASSOCIATION

スポーツハラスメント、JPSA・JPC加盟団体向け法務相談窓口

公益財団法人日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会では、スポーツハラスメントに関する相談、JPC加盟 競技団体の基盤強化に向けた法務相談、アスリートの誹謗中傷に対する相談など、目的に応じた相談窓口を設置し対応 しています。

1. 本会相談窓口

公益財団法人日本パラスポーツ協会 総務部

受付方法

電話：080-7801-6611　FAX：03-5641-1213
電話対応時間：
平日（月曜日から金曜日）10時～12時　13時～17時

対象となる行為

暴力・暴言、ハラスメント、ドーピング等薬物乱用

個人情報の不適切な取扱い・名誉毀損

斡旋・強要

不正経理

社会規範に照らして不適切と認められる行動
（反社会的勢力との関係等）

利用対象者

本会倫理規程第２条に定める者（本会役職員、本会諸制度に基づき登録・加盟・委嘱を行っている者を含 む。）

PDF 公益財団法人日本パラスポーツ協会 倫理規程

本会登録団体及びJPC加盟競技団体の役職員（選手・指導者含む）及びその関係者

本会が認定する強化指定選手及びその関係者

パラリンピック競技大会及び同競技大会に相当する競技大会の出場選手及びその関係者